(3)　寒冷度の係数

区　分	係　数
1級地	0.026
2級地	0.023
3級地	0.022
4級地	0.018

備考　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和六年度分の事務費交付金から適用する。

○国土交通省令第十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三五分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度四一分二〇秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分九秒の地点、北緯三三度五七分三秒東経一三四度五六分五四秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒

改正前	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三五分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度四一分二〇秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分九秒の地点、北緯三三度五七分三秒東経一三四度五六分五四秒の地点、北緯三三度三五分四秒東経一三四度五九分五〇秒

(3)　寒冷度の係数

区　分	係　数
1級地	0.019
2級地	0.017
3級地	0.016
4級地	0.013

備考　（略）